

2) 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによりて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2) 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
 - 一 債務の履行が不能であるとき。
 - 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(損害賠償の範囲)

者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。

4) 前三项の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないときは、債権者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によつて履行をすることができなくなつたときも、同様とする。

- 2) 特別の事情によつて生じた損害であつても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

(損害賠償の範囲)

第四百十六条 (略)

- 2) 特別の事情によつて生じた損害であつても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

(中間利息の控除)

第四百十七条の二 (略)

- 2) 特別の事情によつて生じた損害であつても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

2) 将來において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2) 将來において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

第四百十六条 (同上)

- 2) 特別の事情によつて生じた損害であつても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

(新設)

- 2) 特別の事情によつて生じた損害であつても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

(過失相殺)

第四百十八条 債務の不履行による損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

(金銭債務の特則)

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が違法の責任を負つた最初の時

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行に関する債権者に過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を法定利率によって定める。ただし、約

〈中間利息控除率と逸失利益の額の増減〉

【モデル例】

▶27歳男性

(全年齢平均賃金：月額41万5400円／就労可能 [能力喪失] 年数40年)

▶一家の支柱・被扶養者2人（生活費控除割合35%）

中間利息の割合	逸失利益額	5%（現行）との比較
5%（現行）	5559万7219円	
利率が7%となつた 時期の被害者	4319万7280円 ▲22.3% (1239万円)	
利率が3%となつた 時期の被害者	7489万5374円 +34.7% (+1930万円)	



利率が3%の場合と7%の場合では、逸失利益額の差は、
3000万円超（1.7倍強の差）となる。



利率の違いただけで逸失利益額に大きな格差！

※一般社団法人日本損害保険協会「損害賠償額算定における中間利息控除について」（法制審議会民法（債権関係）部会第90回会議（平成26年6月10日））提出資料をもとに作成。

ればならない。

一 保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。

イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。） 主たる債務の債

権者及び債務者 主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときは、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債務者が主たる債務者に対し催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他元本を確定すべき事由が生ずる時までに生すべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息

違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債務者が主たる債務者に対し催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

一 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覽させること。

二

三 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従つて作つたものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。
3) 前二項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

(保証に係る公正証書の方式の特則)

第四百六十五条の七 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人になろうとする者が口がきけない者である場合には、公証

(新設)

第六節 同時死亡の推定

第五節 同時死亡の推定

(不動産及び動産)

(不動産及び動産)

第八十六条 (略)

2 (略)

(削る)

(公序良俗)

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

(心裡留保)

第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に对抗することができない。

(錯誤)

第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであつて

、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法

律行為の基礎とされていて、それが表示されていたときに限り、

することができる。

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであつた場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しを

することができない。

一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたとき。

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥つて、いたとき。

4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に对抗することができない。

(詐欺又は強迫)

第九十六条 (略)

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行つた場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたとき限り、その意思表示を取り消すことができる。

(不動産及び動産)

(不動産及び動産)

第八十六条 (同上)

2 (同上)

3 無記名債権は、動産とみなす。

(公序良俗)

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

(心裡留保)

第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

(新設)

第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは

(錯誤)